7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

6(1)①の認定（6(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、6(1)①の認定を受けていない構成員が6(1)①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、6(1)①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに6(1)①の認定を受けていないとき又は6(1)①の一般競争参加資格がないとの認定（6(1)①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「Ｒ１霞ヶ浦導水石岡トンネル（第１工区）新設工事特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

大阪湾岸道路西伸部ポートアイランド中西部地区地質調査業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和元年７月16日

近畿地方整備局長　井上　智夫

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　業務内容

⑴　業務名　大阪湾岸道路西伸部ポートアイランド中西部地区地質調査業務

⑵　業務内容　本業務は、大阪湾岸道路西伸部ポートアイランド中西部地区において、詳細設計に必要な地質調査を行うことを目的とする業務である。

主な業務内容は以下のとおりである。

一般調査

機械ボーリング　１式

サンプリング　１式

サウンディング及び原位置試験　１式

室内土質試験　１式

総合解析　１式

解析等調査

解析等調査　１式

⑶　履行期間　契約締結の翌日から令和２年５月29日

2　申請の時期

令和元年７月16日から令和元年７月26日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く。）。受付時間は（受付期間中の各日とも）９時15分から16時30分までとする。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、令和元年７月16日から近畿地方整備局浪速国道事務所経理課において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

なお、令和元年７月16日から令和元年７月26日まで（休日を除く。）においては、電子入札システムにおいても交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に大阪湾岸道路西伸部ポートアイランド中西部地区地質調査業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（必着。書留郵便に限る。）により提出すること。なお、電子入札システムによる申請は認めない。

提出場所は次のとおりとする。

〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５―44大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課調査係　電話06―6942―1141

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成30年10月１日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目を確認したうえで設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成31・32年度地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

３）近畿地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

４）平成30年10月１日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

１）構成員の分担業務が、業務の内容により、大阪湾岸道路西伸部ポートアイランド中西部地区地質調査業務設計共同体協定書において明らかであること。

２）一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、大阪湾岸道路西伸部ポートアイランド中西部地区地質調査業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、大阪湾岸道路西伸部ポートアイランド中西部地区地質調査業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴２）の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴２）の認定を受けていない構成員が４⑴２）の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴２）の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに４⑴２）の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

設計共同体の名称は、「大阪湾岸道路西伸部ポートアイランド中西部地区地質調査業務△△・××設計共同体」とする。